

令和8年6月19日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第207号の概要

(科学技術研究調査の変更)

1. 科学技術研究調査の概要（現行計画）

調査の目的

我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査対象等

区分	調査対象	報告者数	選定方法	主な調査事項
調査票甲	企業 A (資本金又は出資金が 1 億円以上の会社)	約8,000	無作為抽出 (全数階層あり)	・ 名称、所在地、法人番号、資本金、総売上高、支出総額、従業者総数等 ・ 研究関係従業者数、研究者の専門別内訳 等 ・ 内部で使用した研究費、性格別研究費、特定目的別研究費 等 ・ 外部から受け入れた研究費、外部へ支出した研究費 ・ 国際技術交流の有無、技術輸出、輸入（相手先企業の国籍、金額）（調査票甲のみ）
	企業 B (資本金又は出資金が 1 千万円以上 1 億円未満の会社)	約5,000	無作為抽出	
調査票乙	非営利団体・公的機関 (科学技術に関する試験研究又は調査研究を主たる目的としている独立行政法人、国の機関、地方公共団体の施設等)	約1,000	全数	
調査票丙	大学等 (大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究施設、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構)	約4,000	全数	

調査系統

総務省 - 調査実施事業者 - 報告者（郵送又はオンライン調査）

周期等

調査周期：毎年
把握時点：原則、6月1日現在
調査の実施期間：5月中旬～7月中旬（一部は～6月下旬）

公表等

公表時期：調査実施年の12月
公表方法：e-Stat及び印刷物

2. 調査結果の主な利活用状況

① 行政上の施策への利用等

- ◆ 科学技術・イノベーション基本計画（第7期）（令和8年3月27日閣議決定）及び男女共同参画基本計画（第6次）（令和8年3月13日閣議決定）における取組の実態把握等

② 国民経済計算の推計（内閣府）における基礎資料

- ◆ 研究分野のGDPの推計に、社内使用研究費、内部使用研究費を利用

③ 国際比較のための利用

- ◆ 経済協力開発機構（OECD）における科学技術指標等の作成のため、研究費等のデータを提供
- ◆ 持続可能な開発目標（SDGs）におけるグローバル指標として研究費等のデータを利用

3. 変更の内容

① 調査事項の見直し

→ 政策要請への対応を図りつつ、利活用実績及び報告者負担を踏まえた調査事項の追加・削除等

② 調査票様式の統合（調査票甲（企業A）及び調査票甲（企業B））

→ 調査事項の見直しに伴い、企業A・Bで同一の調査事項となったことから、調査票様式を統合

③ 調査方法について、オンライン調査を中心とする記載への見直し、経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめ

④ 調査事項の見直し及び利活用ニーズを踏まえた集計事項の整理

⑤ オンライン回答サポート企業について、調査の実施期間を延長

3. 変更の内容① – 調査事項（1）

○ 基本計画への対応に伴う、分野名の変更、及び分野の追加

- 現行の「特定目的別研究費」は、科学技術基本計画等に基づく政策的な重点分野の研究開発の実態を把握することを目的として、以下のとおり区分
 - ・ 8 分野（科学技術政策における重要な政策分野別の研究開発の全体像を把握）
 - ・ 3 分野（近年の科学技術政策において戦略的に取り組むべき基盤技術分野の動向を把握）
- 今般、科学技術・イノベーション基本計画（第 7 期）において「国家戦略技術領域」と指定された 6 領域（※）の把握を求められているところ、区分の明確化を図るために、旧 3 分野を「特定技術別研究費」とするなど以下のとおり変更・追加

※「国家戦略技術領域」と指定された 6 領域は、A I・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー及び宇宙

現行（調査票甲（企業A）、乙、丙）

【特定目的別研究費】

・ 8 分野

→ ①ライフサイエンス ②情報通信 ③環境 ④物質・材料
⑤ナノテクノロジー ⑥エネルギー ⑦宇宙開発 ⑧海洋開発

・旧 3 分野

→ ①AI
②バイオテクノロジー
③量子技術

変更案（調査票甲（企業A、企業B）、乙、丙）

【特定目的別研究費】

・ 8 分野

→ ①ライフサイエンス ②情報通信 ③環境 ④物質・材料
⑤ナノテクノロジー ⑥エネルギー ⑦宇宙開発※ ⑧海洋開発

【特定技術別研究費】

・ 5 分野

→ ①AI （A I 搭載ロボットを含む）※
②バイオテクノロジー※
③量子技術※
④半導体・光電融合技術 ※
⑤フュージョンエネルギー※

※は「国家戦略技術領域」に該当

3. 変更の内容① — 調査事項（1）参考資料

【参考資料】

科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定）（抄）

3. 国家戦略技術領域

(2)対象領域

経済成長や社会課題解決等の将来性、技術の革新性や有望性、我が国の科学技術の優位性や潜在性の観点から行った検討を踏まえ、以下の技術を「国家戦略技術領域」として位置付けることとする。

- ① 機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム、A Iモデルによる機械学習アルゴリズムプログラム、A Iモデルによる機械学習サポートプログラム、A Iロボット基幹技術といったA I・先端ロボット関連技術
- ② 量子コンピューティング技術、量子通信・暗号技術、量子マテリアル技術、量子センシング技術といった量子関連技術
- ③ 先端半導体製造関連技術や光電融合技術といった半導体・通信関連技術
- ④ 生体の構造・機能に影響を与える候補物質の探索・最適化、合成生物学に基づくバイオ素材等の生産技術、新品種の開発・育種・ゲノム編集技術といったバイオ・ヘルスケア関連技術
- ⑤ ブランケット技術やトリチウム回収・再利用技術といったフュージョンエネルギー関連技術
- ⑥ 衛星測位システム、衛星通信技術、リモートセンシング、軌道上サービス、月面探査、輸送サービス技術といった宇宙関連技術

3. 変更の内容① - 調査事項(2)

○ **報告者負担軽減の観点から、調査票甲（企業A）のみで把握している「製品・サービス分野別研究費」を削除**

- ・ 近年、政策や研究への利用、国際機関へのデータ提供等の活用実績が少ない
- ・ 研究開発費の分野別区分は、場合によっては研究者数等によるあん分を要するため報告者負担が大きい
- ・ これらを勘案し、報告者負担軽減の観点から削除

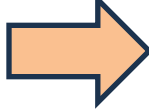
製品・サービス分野別研究費

○「製品・サービス分野別研究費」では、「【7】社内で使用した研究費」の「総額」を製品・サービス分野別に分類し記入してください。
 なお、製品・サービス分野別に区分できない場合には、研究者数を考慮するなどして、あん分によって金額を算出し記入してください。

総 額 (146～179の計)	145 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円			163 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
農 林 ・ 水 産 品	146		金 属 製 品	164
鉱 業	147		一 般 機 械 器 具	165
建 築 ・ 土 木	148		家 庭 電 気 製 品	166
食 料 品	149		電 気 機 械 器 具 (165を除く)	167
織 維	150		情 報 通 信 機 械 器 具 ・ 電 子 部 品	168
パ ル プ ・ 紙	151		自 動 車	169
出 版 ・ 印 刷	152		航 空 機	170
化学肥料、無機・ 有機化学工業製品	153		鉄 道 車 両	171
化 学 織 維	154		その他の輸送用機械	172
油 脂 ・ 塗 料	155		精 密 工 業 製 品	173
医 薬 品	156		そ の 他 の 工 業 製 品	174
その他の化学工業 製品	157		電 気 ・ ガ ス	175
石 油 ・ 石 炭	158		ソフトウェア・情報 処理	176
ゴ ム 製 品	159		そ の 他 （製品・ サービスを 明記）	177
窯 業 ・ 土 石	160			178
鉄 鋼	161			179
非 鉄 金 属	162			

3. 変更の内容② – 調査票様式の統合

- これまで、「調査票甲」は「企業A」と「企業B」とに区分して実施していたが、以下の調査事項の追加・削除の検討結果から（P4、6参照）、両者の調査項目が同一になるため、調査票甲として統合
- ア 「製品・サービス分野別研究費」を企業Aから削除
- イ これまで、企業Aで把握していた「特定目的別研究費(8分野及び3分野)」を、
「特定目的別研究費(8分野)」と「特定技術別研究費(5分野)」に区分し、企業A及び企業Bに追加

調査票甲（企業A）	調査票甲（企業B）		調査票甲（統合）
【調査対象の範囲】 資本金又は出資金が 1億円以上 の会社	【調査対象の範囲】 資本金又は出資金が 1千万円以上 1億円未満 の会社	 	【調査対象の範囲】 資本金又は出資金が 1千万円以上 の会社
【調査事項】 ①名称 （略） ⑩製品・サービス分野別研究費 ⑪特定目的別研究費(8分野) (3分野) （略） ⑫社外へ支出した研究費	【調査事項】 ①名称 （略） — — — （略） ⑬社外へ支出した研究費		【調査事項】 ①名称 （略） — ⑩特定目的別研究費(8分野) ⑪特定技術別研究費(5分野) （略） ⑫社外へ支出した研究費

3. 変更の内容③ – 調査方法（1）

○ オンライン調査を中心とする記載への見直し

- ・ 以下の状況を踏まえ、オンライン調査を中心とする記載に変更
 - （1）本調査のオンライン回答率が直近調査（令和7年調査）で約8割あること
 - （2）現行では、政府統計オンライン回答サポート対象企業（※）について、オンライン先行方式（前回調査でオンライン回答を行った企業には、紙の調査票は配布せずオンラインIDのみを送付し、紙の調査票で回答した企業にのみ、オンラインIDと紙の調査票を同時配布）で調査を実施していること
- ・ なお、令和10年調査以降は、すべての企業等にオンライン先行方式を導入する計画

（※）統計調査において悉皆対象になりやすく、報告者負担が相対的に大きい約2,800企業に対して、独立行政法人統計センターにおいて、企業ごとの専任担当者を配置し、政府統計オンラインサポートシステムを通じた統計調査の回答支援等を行う事業

現行	変更案
〔調査方法の概要〕 調査は、総務大臣が、調査実施事業者を活用し、調査票を調査組織体ごとに送付し、回収することにより行う。 <u>ただし、調査組織体が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容入手する。</u>	〔調査方法の概要〕 調査は、総務省が業務を委託した調査実施事業者がオンライン回答に必要な情報を報告者に郵送し（報告者の要望等に応じて、調査票も郵送する。）、オンラインによる回答又は調査票を回収する方法により行う。

3. 変更の内容③ – 調査方法（2）

○ 経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめ

- ・ 令和4年調査から、調査票甲（うち経済構造実態調査の対象にもなっている約7,000社）を対象に「資本金」、「事業の種類」、「総売上高」の3項目の移送を実施
- ・ 移送によって報告者ごとにデータが全て揃った段階で回答の内容審査及び必要に応じ疑義照会を行っているため、報告者において、調査回答から相当の日数が経過した後に、当該照会への対応（回答内容の再確認等）の負担が生じている事例があった。

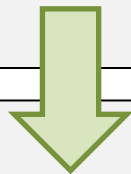
→ 当該3項目について、移送対象外の企業等も含めて、以下の負担軽減を図った上で、データ移送を取りやめ

- 移送項目のうち、「資本金」、「事業の種類」について、直近調査の結果を基にプレプリント
- また、データ移送の対象でなかった調査票乙についても、「主な事業及び研究の内容」のプレプリントを実施

【現行】

- ① 資本金
- ② 事業の種類
- ③ 総売上高

経済構造実態調査からのデータ移送
(経済構造実態調査の対象外企業は報告者が回答)



【変更後】

- ① 資本金
- ② 事業の種類
- ③ 総売上高

直近調査等を基にプレプリント
(経済構造実態調査の対象外企業も含む)

報告者が回答

3. 変更の内容④ – 集計事項

○ 調査事項等の見直しに伴う集計表の整理

- ・ 特定目的別研究費（8分野）及び特定技術別研究費（5分野）については、把握対象を企業Bにも拡大することに伴い、それに応じて集計対象も追加
- ・ 製品・サービス分野別研究費の削除に伴い、該当する集計表を削除

○ 利活用が低下した集計表の整理

- ・ 本調査の集計表は、標準的な集計区分に基づいた「総括表」等と、詳細な区分で集計した「分析表」により構成
- ・ このうち、「分析表」では、以下の観点から利活用が低下した集計表を削除（※削除の結果、31表→16表）
 - （1）標本設計上の層化基準の産業区分より細かく表章している集計表は、推計精度の低下や秘匿の増加が生じやすいこと
 - （2）中小企業に限定した集計表は、本調査の調査対象が資本金1000万円以上であることから、実態把握として十分な精度を確保しにくく、利活用が限定的であること
 - （3）継続企業に限定した集計表は、利活用が限定的であること
- ・ なお、削除についての検討を行うに当たり、利活用リスト掲載者への確認やe-Statにおける各集計表のダウンロード数を踏まえ、利活用が低下している集計表を選定している。

3. 変更の内容⑤ – 調査の実施期間

○ 政府統計オンライン回答サポート対象企業の回答期限を7月中旬に延長

- ・ 本調査は、報告者が、回答の作成に当たって、様々な部門との調整を要することから、回答期限を7月中旬と設定。このうち、「政府統計オンライン回答サポート対象企業」については、統計センターのサポートにより短期間で正確な回答ができる環境を提供できることが見込まれることから、一体的に実施している経済構造実態調査の実施スケジュールに合わせて、回答期限を6月下旬に設定
- ・ しかしながら、6月下旬を回答期限としていることに関して、実施期間の延長に関する要望が一定数寄せられていた。
- ・ このため、6月下旬までの回答が難しい企業に配慮し、回答期限を6月下旬から7月中旬に延長
- ・ なお、経済構造実態調査においても、令和9年調査から、回答期限を7月中旬に延長する計画

現行	変更案
・調査日の属する年の5月中旬～7月中旬 ・<u>ただし、政府統計に関するオンライン回答サポート対象となる調査組織体（企業）については、調査日の属する年の5月中旬～6月下旬とする。</u>	・調査日の属する年の5月中旬～7月中旬 ・<u>（削除）</u>

4. 前回答申(令和3年7月) 時の「今後の課題」への対応

課題

今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討すること。

対応状況

- 第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定）における「国家戦略技術領域」に指定された領域について、本調査での把握の要請がなされた。これに応じて、「国家戦略技術領域」に合わせて調査事項の見直しを行い、研究開発費に関し、旧特定目的別研究費（3分野）を特定技術別研究費（5分野）とし、新たな調査事項を設ける計画案としたところ。
- 一方で、前回の見直しに引き続き、研究開発費に関する報告者負担が増大することとなる状況を踏まえ、調査事項の削減等の可能性を広く検討した。その結果、同じく研究開発費に関する調査事項である「製品・サービス分野別研究費」（企業A）については、政府や民間での利用実績が確認されているものの、現状、他の事項に比して利活用（政策や研究への利用、国際機関へのデータ提供等）が少ない状況が確認された。また、この調査事項は、回答に当たって、研究開発費を製品・サービス分野別に区分する必要があることから、場合によっては研究者数などであん分して回答することを求めており、相当の報告者負担を課すものとなっている。
- したがって、利活用状況が少ないことや報告者負担軽減の観点から、当該事項を削除する計画とした。